であって、考古學と古文書學および技術史を總合した新しい領域をひらき、創見に滿ちた著述である。叙述が平明である故をもって通俗書と見なすことはできず、學問的價値は極めて高い。一見して、はなはだ容易なような發言も、すべて著者の多年の調査と研究が背後に横たわっている。著者の學問（特に本書にあらわれる限り）については、羅振玉が王國維の「觀堂集林」に序して言った數語を移して評することができると思う。曰く「徵君（王國維をさす）の學、國朝二百餘年中に於て最も程易疇（瑤田）先生及び吳愙齋（大澂）中丞に近し。程君の書は、精識を以て勝り、而して目驗を以て之を輔く。……吳君の書は、全く近出の文字器物を以て言を立つ。其の源は程君に出でて、而して精博は則ち之に遜る。徵君は程君の學識を具え、吳君の軌躅に歩す。又た古文字古器物の大いに出づる世に當る。故に其の規橅は程君より大にして而して精博は吳君に過ぎたり。」程瑤田の學問について言われる「目驗」の二字は藤枝教授の場合にも適切なことばであろう。もしそれ東西諸國の文字語言に通ぜられる點に至っては、教授は王國維をふくめた諸家の上に駕して出づと稱することができる。この博通と精識に加え、多才多藝の著者であればこそ、本書は巨冊ではないが、その内容は「規橅大なり」と謂うべきものとなったのである。

（小川環樹）

中國近代化の經濟構造

横山　英　著

昭和四十七年三月　東京　亞紀書房
A5判　三一一頁

周知のとおり、戰後にめざましい進展をとげたといわれる明清史の主要課題の一つとして、所謂「資本主義の萌芽問題」があった。「資本主義の萌芽」という用語は中國からの借りものであるが、中國社會に對する停滯論的理解への批判と克服、一九四九年を頂點とする中國の政治的變革の歴史的性格の追求という目的意識をもって、一時期、かなりの成果をあげたことは否定できない。著者もまた、この學問的活況をうみだした研究者の一人であるが、その過程で、個別論文として發表された舊稿を基礎として成ったのが、本書である。その内容をうかがうのに便利であるから、はじめに、目次を掲げておこう。

緒言
第一部　清代の都市絹織物業の生産形態
第一章　研究上の問題點
第二章　生産組織の分析
第一節　生産諸形態
第二節　機屋の經營
第三節　元機屋と賃機屋

第四節　ギルドの問題
第三章　賬房の經營
第二部　踹布業の生産構造
第一章　研究上の問題點
第二章　踹布業の技術的特徴と發生史
第三章　生産組織の分析
第一節　踹布職人の性格
第二節　生産手段の問題
第三節　布商と踹布業
第四章　推轉過程
第一節　職人の加工賃値上げ爭議
第二節　職人層の社會的地位の向上
第三節　職人取締法の整備
第四節　包頭制の展開
第五節　結語
第三部　運送業の機構
まえがき
第一章　河川運送の機構
第一節　運送組織
第二節　運送契約と運送費
第三節　剝船運送
第二章　陸上運送の機構
第一節　運送組織
第二節　人夫賃
第三節　業界内の秩序
第四節　法的規制とその特徴
第四部　清末の農村事情
第一章　農業經營の實態
第二章　十九世紀中葉の抗糧風潮
第三章　咸豐期の山東農村社會

これによって知られるように、本書は、絹織業・踹布業・運送業・農村事情という、四つの問題を扱っているが、著者によると、そのねらいは、これら諸部門を系統的に論ずることにはなく、これを手掛りにして、中國社會内部の自生的な「資本主義の芽」が、どのように具體的に存在したかを明らかにしようとした點にあり、また、各産業部門の生産諸關係を分析してその仕組みを確かめたのち、理論的考察をすすめるについて、主として、問屋制家内工業から資本家的家内勞働に移行する資本主義發生の第二の、保守的コースを考慮し、從來の「資本主義萌芽論」が、資本主義發生のコースとして、本來的マニュファクチュア成立の方向のみを機械的に問題にしてきたことに對する方法論上の批判を意圖したという（四頁）。したがって、本書は、前述のような研究史の延長線上に位置するものではあるが、それに對する批判をも内包する業績であると認めることができる。そして、本書の結論は、「緒言」の部分に要領よくまとめられているから、これを一讀すれば、著者の主張がどのようなものか、自ら明らかになる。ただ、著者も認めているように、第四部は、廣範に存在した事實上の賃勞働者、ならびに、部分的にはマニュファクチュア勞働者がどのように農村のなかから析出されてくるかを檢證しようとしたものであるが、この意圖はほとんど解明されておらず、豫備的な作業にしかなっていないとのことであるか

ら（一四頁）、この部分は省略して、以下、第一・二・三部を取りあげることにしたい。

さて、「緒言」には、各部の結論を要約したのち、三つの産業部門に關する實證的研究の結果として、つぎのような共通した歴史事實を見出すことができると記されている（一〇～一一頁）。

㈠ 廣範に事實上の賃勞働者が存在していること。直接生産者は、絹織業では機屋、端布業では端布職人、運送業では船戸（河川運送）・人夫（陸上運送）であるが、これら直接生産者は分散し、孤立した小生産者であって、形式上では一經營單位としての地位をもってはいるが、事實上においては出來高拂の賃金を受けて再生産を行ない、注文主の事實上の賃勞働者となっている。

㈡ 問屋制の支配的存在。事實上の賃勞働者たる直接生産者は、商業資本の從屬下にあった。絹織業においては元機屋（紗緞荘）、端布業においては綿布問屋（布商）が、それぞれ機屋・端布職人に、主として原料を前貸しし、いわゆる前貸問屋制の形態でそれぞれの生産部門を支配した。運送業の場合は、やや性格が異るけれども、「夫行」（陸上）・「船行」（河川）とよばれた運送業者が問屋に比定されるであろう。絹織物・端布業を掌握した問屋は、他の關連部門をも同じく前貸問屋制の下に從屬させていた。從って、本論で分析の對象とした絹織業・端布業は、そのような問屋制生産の部分工程を受けもつにすぎず、問屋制支配における「部分作業」場としての性格を與えられていた。

㈢ 仲介的請負業者の存在。問屋は多數の小生産者を支配下においたが、問屋と小生産者の間には仲介的な請負業者が介在した。かれらは、絹織業では「承管」、端布業では「包頭」、運送業では「夫頭」（陸上運送）とよばれたが、かれらは單純な意味での仲介業者ではなく、事實上の賃勞働者たる小生産者、すなわち勞働力を掌握し、これと生産手段とを結合させる役割を果した。かれら仲介請負業者は寄生的存在ではあるが、小生産者が孤立分散化している、いいかえれば生産單位が零細で分散しているという經濟的條件のもとで生産を組織する上で不可缺の要素となったのである。……經濟發達の進行が緩慢であった中國近代において、このような仲介的請負業者は根強く存續し、生産關係の特徴を形成するのであり、資本主義發生史を考察する際にも、仲介的請負業者の存在を輕視することはできない。

以上が著者自身の言葉で説明された、清代産業の基本的生産形態であるが、このような諸特徴をもつ生産關係を、著者は「歴史學的には問屋制家内工業という概念で把えることができる」（一一頁）と規定する。そして、この點が、本書が學説史上に獨自の位置を主張する根據とされていることは、すでに紹介したとおりである。したがって、本書を批評するためには、當然、この點を問題にしなければならないが、そのまえに、著者の見解を質しておかなければならないような問題點を、本書がもっていることを指摘しておく必要がある。

その個々について言及する餘裕はないし、また、そうすることが目的でもないが、最も顯著な一例として、著者が、前記諸産業に存在を認めている仲介的請負業者について、特に、彼らがもっていたという、業務請負の獨占權をめぐる實證上・解釋上の疑義をあげることができる。即ち、前掲「緒言」には觸れられていないが、仲介的請負業者が業務の請負について獨占權を保證されていたことが、

各産業部門において實證されているが、筆者のみるところでは、そこに引用されているすべての史料について、實證上の、あるいは、解釋上の疑問が生じうるのである。

まず、絹織業については、本文四七頁に、「承管」とよばれる仲介的請負業者が、出機契約を斡旋する權限をもっていたことを論じて、光緒一七年の「江寧縣緞機業行規碑」の一項を引いている。

一議、各號（元機屋）無論生意好歹、如有機范出來有無承管連環互保者、統歸一律開賬、不准自行搭找料戶（機屋）、如不遵議、察出照規究罰、

この一文を解釋して、著者は「出機契約は承管の連環互保、即ち、連帶保證があってはじめて成立するもので、元機屋が承管を經由しないで機屋と契約を結ぶことは禁止されていた。元機屋にとっても機屋にとっても、承管の保證がなければ出機契約を結ぶことができない。このような意味で、承管は獨占的な權限を握っていたわけである」と述べているが、この一項は、このような解釋とは全然關係のない記事である。つまり、右文は、正しくは「各號は生意の好歹を論ずる無く、如し機范の出來有れば、承管の連環互保の有る者も無き者も、統べて一律に開賬するに歸し、自ら料戶に搭找するを行なうを准さず……」と讀むべきもので、本來、元機屋の開業に關する規定である。しかも、著者が問題とする「承管の連環互保」は、出機契約をめぐっていわれているのではなくて、元機屋の開業について、機范（機具・原料であろう）の用意さえあれば、承管の連環互保が有っても無くても、一律に開賬（開業）を認めるといっているのであるから、著者は、この記事をめぐって二重の誤りを犯していることになる。したがって、この一項を唯一の根據として主張されている、承管が出機契約の運營に獨占的な權限をもった中間的・仲介的請負人であったとする議論は、その獨占權の內容を問うまでもなく、成立しない。

ついで、踹布業における仲介的請負業者である包頭についてみると、道光一四年の「蘇州府爲布商坊戶應照章聽號擇坊發踹不得無端另換致碍貧民生計出示碑記」の左の一節を引いて、「包頭は踹布請負を仲介したにすぎなかったけれども、包頭の布商からの注文引受が獨占的な權利になっていたことに注意しなければならない」（九一頁）といっている。

查、坊戶（包頭）領踹布匹、先由同業互保、寫立承攬交號、然後立摺領踹、其所立經摺、不過登記布數、

著者によると、これに記すとおり、包頭が踹布請負の契約を結ぶ際には「同業互保」が必要であって、同業者仲間でなければ踹布請負ができないということは、踹布請負について包頭が排他的な特權をもっていたということである、ということになるらしい。

ところで、包頭の業務請負の獨占權の問題については、先年、著者と筆者の間に若干のやりとりがあった。即ち、本書の基礎となった著者の舊稿「清代における踹布業の經營形態」（東洋史研究一九の三・四）に對する筆者の批判（史學雜誌七一の五、一八九頁）のなかで、包頭の踹布請負の獨占權を示すとして提示された史料の解釋が誤りであり、その事實の證明のためには、別の史料を提示することが必要であることを述べ、著者もまた、これを認められたことがあるが、筆者のこの批判に應えて、別の新しい史料として提示されたのが、右の一文である。しかし、私見によれば、この史料も、たんに、包頭が踹布請負をするにあたって、同業者による保證が必

要であったことをつたえるだけで、それ以上の意味をもつとは考えられない。「同業互保」は、必ずしも、獨占權の實質的内容と直結するものではない。もし、兩者が結びつくとしても、その間には、なお、幾段かの説明がなければならないであろう。たとえば、「同業互保」が、誰のために、何の目的で求められたのか、といった問題の検討がともなわなければ、その主張は説得力をもたないと思う。

この點について、筆者の見解は、つぎの如くである。即ち、右文にいう「同業互保」は、問屋の棉布をあずかって加工するのであるから、紛失などによる、問屋の損失を豫防するための處置で、それはあるにすぎない。というのは、康熙九年の「奉督撫各大憲核定踹匠工價給銀永遵碑記」に、「嗣後一切踹工人等、應聽作頭稽査、作頭應聽商家約束」とあり、著者も認めているように、踹匠は包頭の、包頭は問屋の支配をうけ、この形態は、清代をつうじて、基本的には、あらためられていないのであるから、こうした體制のなかで求められる同業者の保證が何を意味したか、容易に想像がつくからである。それは、第一義的に、問屋が棉布の紛失を恐れて、包頭に求めた連帶責任による損害保證の處置と解釋すべきものである。しかも、康熙五九年の「長吳二縣踹匠條約碑」にみえる「坊總制」の施行に際してすら、「流棍冒名踹匠、潛頓踹坊、皆因有等未入冊籍之包頭、任情容隱、流毒貽害、……」と記さねばならなかったことによって知られるように、未登錄の包頭が現實に存在して、トラブルのもとになっていたのであるから、問屋が、踹布發注に際して、包頭に同業者の保證を求めたのは當然であろう。なお、康熙五九年碑刻の一項を引いたついでにいえば、これに對する著者の解釋（一三三頁）は正確ではない。それは「流棍が踹匠と冒名して踹坊に潛頓するのは、皆、有等の未だ冊籍に入らざる包頭が、任情容隱するに因る……」と讀むので、「包頭が故意に流棍を登錄せずに就業させていた」こととは違う。

最後に、運送業における仲介請負業者についてであるが、この場合、河川運送の船行、陸上運送の夫行が、それにあたる。まず、船行について、本文一五二～三頁に、船行に運送斡旋の獨占權が與えられていた證據として、二つの史料が提示されている。その第一のものは、「大清律例增修統纂集成卷一五・戶律市廛」の規定であるが、それが「船付場で船行を經由せずに客商と船戶とが運送契約を結ぶことを禁止」した規定であることは間違いない。しかし、そのことが「船行の運送契約仲介の獨占權を承認」したことに直結するのかどうか。この點については、前掲包頭の「同業互保」が獨占權とつながるかとの疑問と同じ性質の疑問が生じうる。しかし、いまは、それに深く立ち入らない。問題は、右につづいて示される第二の史料の解釋にある。即ち、右につづけて、著者は、「江蘇省例」を引いて、この獨占權が「省例」にもはっきりとうたわれているという。

設立船行、原爲代客寫載、俾無欺騙、若商民向有熟船戶、彼此相信僱載、亦屬例所不禁、該船行等議請、査禁對客私攬、情近把持、應不準行、

これについての著者の解釋は、「江蘇省では從來、荷主と船戶とが知己で信頼しあっている場合には、船行を經由せずに運送契約を結んでいたが、船行の要請に基づいて、船行を經由せずに運送契約を結ぶことを禁止した」というのであるが、そうではなかろう。筆者の手許に「省例」がないので、原文との照合はできないが、著者の引用のとおりであるならば、それは、「船行を設立するは、原よ

り代客寫載し、欺騙無からしめんが爲めなり。商民の向きに熟船戸有り、彼此相信して僱載するが若きも亦、例の禁ぜざる所に屬す。

該船行等議請すらく、對客私攬を査禁するは、情として把持するに近ければ、應に準行せざれ」と讀むべきではないのか。とするならば、前掲「律例」の規定にもかかわらず、江蘇省では、船行を經由しない、いわば私的契約が行なわれており、しかも、それが、他ならぬ、船行の、對客私攬（客商と船戸が私的に契約すること）を禁ずるのは、把持（專攬・獨占）することになるから行なわないで欲しいとの要請をうけた處置であるということになり、著者の立論は完全な誤りと斷ぜざるをえない。

また、夫行については、「西江政要卷二五」にみえる政令により、「客商が夫行を經由せずに人夫を雇って貨物を運送することは禁止された」ことを根據として（一八〇頁）、輸送請負の獨占的な權利を保有していたとされているが、この二つの論點が直ちに結びつくかどうかの疑問については、すでに觸れた。しかも、著者の獨占權概念は、夫頭・人夫に言及することをつうじて、一層擴大されるかにみえる。卽ち、夫行に人夫を紹介し斡旋する役目をおびた夫頭は、人夫を保證する權限を法制的に與えられていたが故に、夫行と人夫との仲介を行なうことについて獨占權をもっていたことになり（一八七頁）、直接、運送勞働に從事した人夫ですら、營業許可證である「腰牌」をもつことによって、運送勞働における獨占權の持主ということになる（一九〇～一頁）のであるが、これなどは、むしろ、客商の荷物を輸送するという業務內容からみて、貨物を紛失したり、それにともなう樣々の紛爭を豫防するために、官憲の許可をえてもつ權限であるとした方が、より實態に近いのではなかろうか。それは、本來的に、營業許可制の問題であって、必ずしも、獨占權の問題ではないのではないか。

つまり、前掲「江蘇省例」に、「船行を設立するは、原より代客寫載し、欺騙無からしめんが爲め」と記すように、著者が業務請負の獨占權と解釋するものの實態は、何よりも、紛爭を避け、圓滑に業務を運營するために設けられた處置であり、彼らに所謂獨占權を保證するための處置ではなかったと思われる。その結果として、仲介請負業者が獨占權をもつかにみえることがあっても、この事實だけでは、獨占權の問題は解決しない。誰のために、誰にむかっての獨占權なのか、何の目的をもち、誰に、どのような利益をもたらしたか、などを論じないかぎり、一方的な議論とならざるをえない。そして、私見によれば、著者が獨占權ととらえる問題は、すべて、官憲による營業許可制の問題であるようにみえるが、營業許可制は、獨占權所有のための必要條件ではあっても、充分條件とはなりえない。營業許可制下にある業務が獨占的業務であるならば、たとえば、營業について官憲の認可が必要であった、商取引きの仲介業者である牙行なども、すべて獨占業者ということになるが、牙行が獨占業者であったとする學說は、寡聞にして知らない。

以上にみるとおり、承管・包頭・船行・夫行らが業務請負の獨占的權限をもつとして、著者の提示する根據は、悉く、實證上、あるいは、解釋上の問題點をのこしており、もし、筆者の批判が正しいとするならば、本書の當該部分は、全面的に書きかえられねばならないであろう。しかも、本書には、獨占權問題とは性質を異にするが、なお、幾つかの恣意的見解が含まれている。

その最も特徵的な例をあげると、八四頁に、小此木藤四郎氏の調

査報告にみえる、踹匠の一日當りの生產量と、碑刻にみえる一匹當りの加工賃を材料として、踹匠の月收を計算しているが、彼らが一ケ月當り一三兩五錢六分乃至六兩七錢八分の加工賃をえていたことを明らかにしたのち、このような加工賃水準は「職人の存在形態から推測して、極めて低い所得水準におかれていたと考えて差支えなかろう」と述べた部分が、それに該當する。著者の考えでは、當時、月收一三兩五錢六分乃至六兩七錢八分という收入は、極めて低い所得水準であるということになるらしいが、事實は逆で、それは非常な高額所得であった。たとえば、光緒會典事例卷二四九・戶部・俸餉の條によると、正從一品官の公式の年俸は銀一八〇兩プラス米一八〇石であったとあるが、一三兩五錢餘という月收は、一品官の俸給の銀建て分の月俸一五兩とほぼ匹敵することになる。清朝官吏の俸給が非常に安く、彼らには多額の別途收入のあったことはよく知られているが、それにしても、位人臣をきわめたともいえる一品官の月俸と、一介の職人勞働者の月收がほぼ等しいというのは、どう考えても正常ではない。

更に、著者は、別のところ（七六頁）で、「天工開物」の記事を引いて、踹石の「良質なものは一個で十餘金（十數兩）であったということであるから、職人がこれを自家に設備することは全く不可能であった」と述べているが、これは前文とどのように關連するのであろうか。平均して十兩前後の月收があるなら、良質のもので十數兩程度の踹石を買うくらい、わけもないことではなかったのか。また、かかる高額所得がえられるならば、踹匠が、毎月、包頭に支拂った「房租・家伙之費」としての三錢六分などは、問題にならない金額で、包頭の、少々のピンハネなど意に介する必要はなかったのではないか。踹匠のなかからは大金持が輩出し、包頭の規制から自立する者も當然出たはずである。少なくとも、そうなる經濟的基盤が存在したことは疑いなかろう。しかし、事實は、著者も認めるとおり、そのようにはならなかった。

とするならば、一三兩五錢六分乃至六兩七錢八分という金額が、實情とかけはなれた、誇大な數字であると考えねばならないが、かかる途方もない金額をはじきだした計算方法については、つぎの二つの誤りを指摘することができる。その第一は、小此木報告が「反」を單位とし、碑刻史料が「疋」を單位としているにもかかわらず、これを單純に「反＝疋」として計算したことに起因する。伊藤東涯「制度通・踹匹屯絢ノ事」をもちだすまでもなく、原則として、一疋は二反であるから、前記金額は實際の倍額を示しているのである。第二のそれは、踹匠の月間就勞日數を三十日としたことに求められるが、それは、常識的にいって、ありえないことであろう。彼らが、これほど安定した勞働條件の下にあったとは考えられない。別に確たる根據があるわけではないが、彼らの月間就勞日數は、多くても十五日くらい、普通は十日程度とみるのが妥當なのではないか。とすると、かりに十五日就勞するとして、著者のいう加工賃收入は、更に半減しなければならなくなる。つまり、著者が計算した金額の四分の一、三兩三錢九分乃至一兩六錢九分五厘とすべきであるということである。しかし、實情はもう少し低い水準（一兩くらい）にあったと、筆者は考えている。

このように、その性質や意味は同じではないが、本書については幾つかの缺陷を指摘することができる。著者は「緒言」において、本書の基本的分析方法の一つとして、考證學的方法をとることを確

言しているが（五頁）、その意圖は、完全には達せられていないといわざるをえない。もっとも缺陷はどの著作にも避けられないが、筆者は、個々のアラ探しをしたつもりはない。そのためにこそ、個々の疑問點を列擧することをせず、本書の基本的内容をなすと著者の主張する、仲介的請負業者の存在形態、特に、彼らがもつとされる業務請負の獨占權の問題を具體例として、それに關するすべての、著者の議論を問題にし、それをつうじて、著者の主張に歪みのあることを證明しようとしたのである。清代産業の生産形態を統一的に理解しようという意圖は評價できるにしても、そのための無理が目立つことは明らかであろう。

本書について、以上のような見方をする筆者ではあるが、だからといって「緒言」に述べられている著者の基本的見解（事實上の賃勞働者の存在・問屋制の支配的存在・仲介的請負業者の存在）をも否定する考えはもっていない。筆者が指摘した問題點などが正されるならば、著者が本書をつうじて描いてみせた諸産業の實態は、或る程度違ったものになり、また、仲介的請負業者の存在が「資本主義發生史を考察する際にも……輕視することができない」という著者の主張も、若干ニュアンスをかえて受けとめるべきではないかと考えているにとどまる。

そして、筆者の指摘した論點が正しいかどうか、著者の反論をまち、たとえば、獨占權概念について、或る程度の共通理解に達し、事實認識における距離をちぢめてから、著者が、本書の學説史上の特徴と自負する論點、卽ち、清代の諸産業を問屋制家内工業の概念で把える點などについて、あらためて私見を述べたいと思っていることを附言しておきたい。その時まで、本書に對する本格的論評は留保する。

以上、通常の書評とはいささか類を異にする一文を書くことになったが、それは、廣く「批判と教示」を求められた著者の希望に忠實であろうとした結果であって、別に、他意あってのことではない。諒とせられたい。

（寺田隆信）

東洋史研究叢刊之二十五

山西商人の研究

寺田　隆信著

A5版　本文四一三頁索引一〇頁

定　價　四五〇〇圓

本書は、明代＝十四～十七世紀中國における、商業および商業資本の成立過程、あるいは、その存在形態を論じたものであるが、考察の對象として、所謂「山西商人」を取り扱っている。ただし、より一般的な「山西商人」を使用しているが、實態としては、山西商人と、その隣省である陝西出身の商人とを含み、普通、山陝商人とか西商とかよばれるものと一致する。

右書御希望の方は本會まで御申込み下さい。

京都市左京區吉田本町　京都大學文學部内

東　洋　史　研　究　會

振替　京都　三七二八番